

社会的養護における家庭復帰について

家庭復帰の現状

これまでの取組

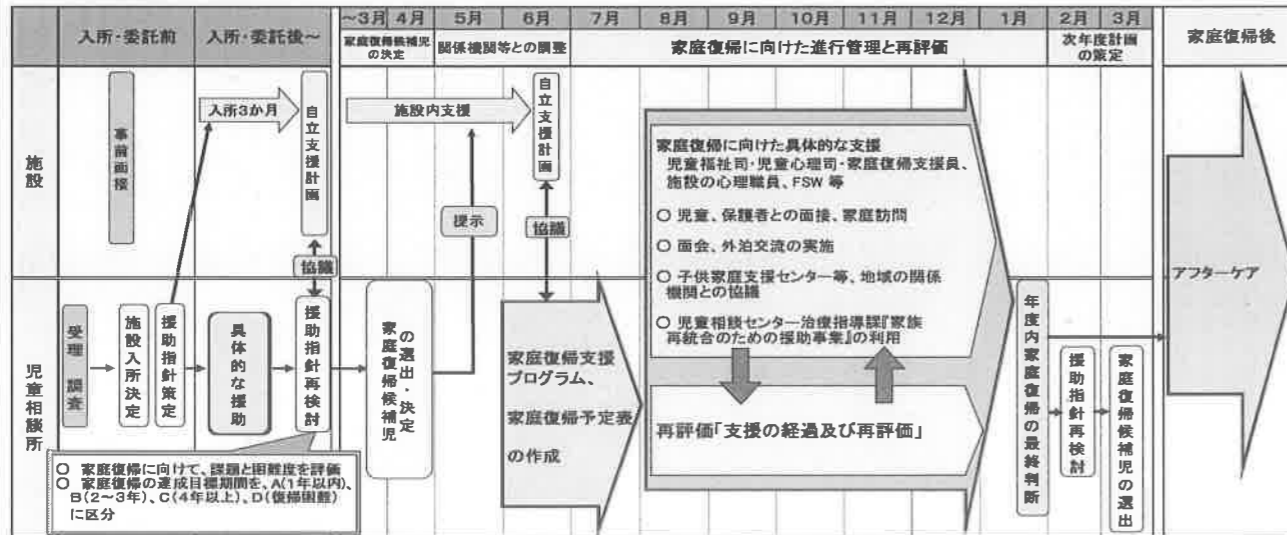
- 平成14年度～ 家族再統合のための援助事業(※事業実績は下記)
- 平成15年度 児童相談所に「家庭復帰支援員」の配置
【役割】施設等の入所児童の家庭状況の継続的な調査、家庭環境改善に向けた支援業務、関係機関からの意見聴取に関する業務等を行う。
⇒ 各児童相談所に1名ずつ配置
- 平成16年度 児童養護施設等に「家庭支援専門相談員」(FSW)の配置
【役割】入所児童の保護者等に対し、児童相談所と連携し、電話、面接等により早期家庭復帰に向けた相談援助等の支援を行う。
⇒ 平成24年度から配置を義務化

<施設からの家庭復帰状況>

措置数(在籍)は3月1日現在

		児童養護施設			乳児院			合計		
		家庭復帰数	措置数(在籍)	割合	家庭復帰数	措置数(在籍)	割合	家庭復帰数	措置数(在籍)	割合
23年度	全国	3,234	30,545	10.6%	1,141	3,225	35.4%	4,375	33,770	13.0%
	東京都	251	3,071	8.2%	216	448	48.2%	467	3,519	13.3%
24年度	東京都	255	3,095	8.2%	200	440	45.5%	455	3,535	12.9%

<家庭復帰の流れ>



<家族再統合のための援助事業(主なもの)>

- 【家族合同グループ心理療法】
活動の前半は親子一緒にグループ活動(工作やゲーム等)を楽しみ、後半は親子それぞれのグループに分かれ実施(親:ペアレントトレーニング、子:仲間体験等)している。(クール6か月、月2回実施)
- 【親グループカウンセリング】
生育歴や夫婦関係の振り返りや教育的プログラム(しつけと虐待、子供への接し方等)などにより、虐待の認知を促す。(期限なし、月2回実施)

課題

家庭復帰をより一層進めるためには、施設入所後、児童相談所は児童と要所でかかわる一方で、施設は日々かかわるということを踏まえた役割分担が必要である。

<入所初期>

- ◆ 当初より家庭復帰に向けて取組を進めていく上で、児童相談所から施設への説明が必ずしも十分ではなく、一方、施設は子供の状態の把握が十分ではない場合がある。

<入所中>

- ◆ 親・子・児童相談所・施設間での情報共有と意見交換の機会が十分ではない。
- ◆ 施設が策定する自立支援計画において、支援目標、支援方法、進捗状況などの記載が具体的ではない場合がある。
- ◆ 親への指導・支援については、関係機関と十分に連携して行っていく必要があるが、現実的に困難な状況にある。

<家庭復帰段階>

- ◆ 家庭の状況について、施設側の情報収集が必ずしも十分ではない。
- ◆ 子供の親に対する思い等について、児童相談所と施設との情報共有が

取組の方向性

特に早期に家庭復帰が見込まれるケースを中心に、児童相談所と施設の役割分担をケースごとに整理して進める。

<入所初期>

- ◆ 子供の生い立ちを含めて、親との関係における具体的な課題の把握・整理、子供の親への思い等の把握について、十分に行う。

<入所中>

- ◆ 子供の状態や親の家庭状況等に関する情報について、関係者間で共有できる場を設定し、より具体的な自立支援計画の策定につなげる。

<家庭復帰段階>

- ◆ 子供の状態や親の家庭状況等に関する情報について、区市町村も含めた関係者間で共有できる場を設定した上で、早めの調整を行う。
- ◆ 児童相談所と施設との十分な情報共有の下、家族再統合援助事業をより一層活用する。
- ◆ 母子生活支援施設をより一層活用する。

家庭環境により家庭に復帰できない児童について、家庭的な養育をより一層推進していくこともあわせて行っていく必要がある。